



社会保険労務士法人 ルーチェ

info@sr-luce.jp 052-211-5185

052-211-5186 名古屋市中区丸の内2-14-4
エグゼ丸の内 907

改正育児介護休業法の施行に向けて、準備を始めましょう

◆大きく変わる育児休業制度

来年4月1日から改正育児介護休業法が施行され、「パパ育休」が新設されるほか、労働者に対する会社の育児休業制度に関する情報提供、育児休業を取得するか否かの意向確認が必要になったり、育児休業の分割取得ができるようになったりします。

当然、育児介護休業規程の見直しや制度利用に関する社内書式の整備が必要となりますが、それだけではありません。

◆労使協定の締結も必要

現在は雇用期間によって育児休業が取得対象外となっているパートタイマー等について、改正により取得要件が緩和されます。そのため、引き続き雇用された期間が1年未満の人を取得対象とするか否か、労使協定を締結して決定する必要があります。

◆会社の制度を周知する資料の作成等も必要

上記のとおり、改正法施行後は、労働者本人またはその配偶者から妊娠・出産等の申出があった場合、制度に関する情報提供や育児休業取得に関する意向確認が事業主の義務とされます。情報提供は、規程を渡すだけでは不十分で、育児休業の申出先や育児休業給付、休業期間中の社会保険料の取扱いに関する情報の提供も必要です。

資料が既に用意されている場合は、所定の要件を満たしているかをチェックすれば済みますが、新たに作成する場合は、会社がどのような制度を設けているのか、明文化されていないもの見落としはないかなど、確認して作成する必要もあります。

◆厚生労働省が規定例等を公開

11月5日、厚生労働省より今回の改正に対応した規定例や書式例が示されました。これらを参考に、自社に合った内容にカスタマイズしながら余裕を持って準備を進めましょう。

【厚生労働省「育児・介護休業法について」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

2022年1月から3月の雇調金の特例措置等の予定が公表されました

◆雇用調整助成金の特例措置の取扱いについて、12月末まで予定される内容について発表され、来年1月以降の予定が公表されました。

◆中小企業・大企業ともに原則的な特例措置として助成率は変更されないものの、助成金の上限額が1月・2月は13,500円から11,000円に、3月はさらに9,000円に引き下げられる予定です。なお、地域特例や業況特例は継続して設けられ、12月までの特例措置が1月から3月も継続となる予定です。

この内容は政府としての方針が表明されたものであり、施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要です。現時点ではあくまでも予定の内容とのことです。

◆雇用調整助成金・休業支援金等の助成内容

[000856872.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

■休業支援金・給付金の申請期限

休業支援金・給付金の申請期限については、令和2年4月～令和3年9月の休業に係る申請期限の延長が令和3年12月末までとなっております。休業していた時期から申請までの期間が長くなると、事実確認等が困難になりますので、できる限り早期に申請してください。

【厚生労働省】

参考1 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

参考2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

参考3 令和3年12月までの助成内容はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/r312cohotokurei_00001.html f

65 歳以上複数就業者の雇用保険 マルチジョブホルダー制度

◆マルチジョブホルダー制度

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、1つの事業所では雇用保険の適用要件は満たさないものの、2つの事業所での勤務を合計して次の要件をすべて満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

★適用要件

複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して 1週間の所定労働時間が20時間以上であること と 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること。なお、申出の日に被保険者資格を取得し、要件を満たさなくなった日に資格を喪失します。

さらに、いったん被保険者となった後は、任意脱退はできません。

◆取得手続き等の流れ

通常の雇用保険資格の取得・喪失手続きは、事業主が行いますが、マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する労働者本人が手続きを行います。

事業主は、労働者本人から手続きに必要な雇用の事実や所定労働時間等の証明を求められたときに、その証明を行います。この証明に基づき、労働者本人が適用を受ける2つの事業所の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

ハローワークでは 申出の内容を確認し、取得 手続きを行ったうえで、労働者本人および適用となった2つ事業所に通知します。 事業主はこの通知に基づき、給与から雇用保険料の控除をし、年度更新において雇用保険料を納付します。

ちなみに、マルチ高年齢被保険者が失業した場合で一定の要件を満たしたときは、被保険者であった期間に応じ、基本手当日額の30日分または50日分の一時金として高年齢求職者給付金を受給することができます。

中小企業向け補助金について

◆ミラサポ plus をご存じですか。

中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国の Web サイトです。

中小企業事業者・小規模事業者の皆様へ、中小企業支援施策（制度）を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指し、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法をご案内しています。また、申請方法や経営相談についても、サポートが可能な支援者・支援機関のご紹介や検索機能を設けています。

[ミラサポ plus 補助金・助成金 中小企業支援サイト | 経済産業省 中小企業庁 \(mirasapo-plus.go.jp\)](https://mirasapo-plus.go.jp)

◆よく見られている代表的な補助金・給付金

・持続化補助金

小規模事業者が作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組をサポートします。

・IT 導入補助金

日々の業務の効率化や自動化のための IT ツールの導入をサポートします。

・ものづくり補助金

ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発、試作品の開発などをサポートします。

これら 3 つの補助金は「生産性革命推進事業」として通年での公募となりました（複数回の締切あり）。

下記の特設サイトも併せてご確認ください。

[中小企業の生産性革命を応援します！ | 中小企業生産性革命推進事業 \(smri.go.jp\)](https://smri.go.jp)

コロナウィルス感染は減少傾向にありますが、
事業をされている皆様にとってまだまだ厳しい状況下かと思えます。
いつもとは違う視点ですが、お役に立つ情報となれば幸いです。

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

★冬季休暇について

休暇期間：2021年12月29日(水)～2022年1月5日(水)

なお、1月6日(木)から通常の営業となります。

休暇中はご不便をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

忘年会などで何かと体調を崩しやすい時期ですので、
健康管理にご留意の上、楽しい年末年始をお過ごしくださいませ。

伊藤記